

令和4年度における障害者虐待に関する相談・通報等の状況について  
(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

(1) 相談・通報件数等

(単位：件)

虐待者の種別	養護者	施設従事者等	使用者	その他	計
相談・通報件数	54	18	15	4	91
虐待の事実が認められた件数	17	3	5	0	25
被虐待者数	18	12	5	0	35

(注) 相談・通報件数は、県17件、市町村74件。

(2) 相談・通報経路(重複あり)

(単位：件)

	本人	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員・福祉施設従事者等	虐待者自身	警察	市町村行政職員	その他	労働局からの通報	不明(匿名を含む)	計
養護者による虐待	10	5			3		17		12	7	5			59
施設従事者等による虐待	4	2					10		1	1	1		1	20
使用者による虐待	2						1					12		15
その他	3												1	4
計	19	7	0	0	3	0	28	0	13	8	6	12	2	98
構成割合	20.9%	7.7%	0.0%	0.0%	3.3%	0.0%	30.8%	0.0%	14.3%	8.8%	6.6%	13.2%	2.2%	-

(注) 構成割合は、(1)の相談・通報件数91件に対応するもの

※7件重複あり

(3) 虐待の種別・類型(重複あり)

(単位：件)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放置(ネグレクト)	経済的虐待	計
養護者による虐待	14	1	3	4	3	25
施設従事者等による虐待	2	1	1			4
使用者による虐待					5	5
計	16	2	4	4	8	34

※9件重複あり

(4) 被虐待者の状況

ア. 被虐待者の障害種別(重複あり)

(単位：人)

	身体障害	知的障害	精神障害(発達障害を除く)	発達障害	その他の心身機能の障害	不明	計
養護者による虐待	3	5	9		1		18
施設従事者等による虐待	1	12					13
使用者による虐待	2	1	1	1			5
計	6	18	10	1	1	0	36

※1件重複あり

イ. 被虐待者の性別

(単位：人)

	男性	女性	不明	計
養護者による虐待	7	11		18
施設従事者等による虐待	8	4		12
使用者による虐待	5			5
計	20	15	0	35

ウ. 被虐待者の年齢

(単位：人)

	～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	計
養護者による虐待		1	1	3	1	1	4	3	1		3		18
施設従事者等による虐待	2		1	1	2			2	3	1			12
使用者による虐待				2			1					2	5
計	2	1	2	6	3	1	5	5	4	1	3	2	35

(5) 虐待者等の状況（養護者による虐待の場合）

虐待者の続柄

(単位：人)

	父	母	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者	娘の配偶者	兄弟姉妹	祖父	祖母	その他	計
人数	5	4	2		2				4			2	19

(6) 虐待への対応

ア. 養護者による虐待（市町村の対応）

(ア) 虐待への対応策としての分離の有無

(単位：件)

	件数
被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った事例	5
被虐待者と虐待者を分離していない事例(一度も分離していない事例)	11
もともと虐待者とは別居の事例	1
現在対応について検討・調整中の事例	1
その他	
計	18

(イ) 分離を行った事例における対応の内訳

(単位：件)

	件数
契約による障害福祉サービスの利用①	2
身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置②	1
①、②以外の方法による一時保護	1
医療機関への一時入院	
その他	1
特別養護老人ホームへの入所	1
計	5

(ウ) 分離を行っていない事例における対応の内訳（重複あり）

(単位：件)

	件数
養護者に対する助言・指導(介護負担軽減のための事業に参加した事例を除く)	10
養護者が介護負担軽減等のための事業に参加	
被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用	2
既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した	4
被虐待者が障害福祉サービス以外のサービスを利用	1
再発防止のための定期的な見守りの実施	6
その他	
計	23

## イ. 施設従事者等による虐待

(ア) 虐待者の職種

(単位：人)

	人数
生活支援員	1
世話人	1
その他	1
計	3

(イ) 虐待のあった障害者福祉施設等の種別 (単位：件)

	件数
就労継続支援B型	1
共同生活援助	1
放課後等デイサービス	1
計	3

(ウ) 虐待への対応

(単位：件)

	件数
施設・事業所に対する指導	2
施設・事業所からの改善計画の提出依頼	2
虐待を行った障害者福祉施設従事者等への注意・指導	1
その他(虐待対応ケース会議を開催)	1
計	6

## ウ. 使用者による虐待

使用者による虐待については、時間外労働分の賃金の未払いや、法定の除外事由なく、最低賃金未満で就労させたことによる経済的虐待などであり、労働局において対応している。

障害者虐待防止法施行後（H24.10月～）の状況

○通報件数の推移

相談・通報件数	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
養護者	36	28	29	37	36	34	52	40	50	54
施設従事者等	2	10	5	12	18	24	16	18	21	18
使用者	18	16	22	22	28	37	25	17	88	15
その他	4	7	6	5	5	11	2	5	0	4
計	60	61	62	76	87	106	95	80	159	91

○虐待の事実が認められた件数の推移

虐待件数	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
養護者	10	7	9	14	13	8	18	19	11	17
施設従事者等	0	1	2	0	5	4	2	1	3	3
使用者	15	12	11	11	17	21	11	5	64	5
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	25	20	22	25	35	33	31	25	78	25

○被虐待者数の推移

被虐待者数	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
養護者	10	7	9	14	13	8	18	19	11	18
施設従事者等	0	1	2	0	5	6	12	1	9	12
使用者	17	12	11	11	17	21	11	5	64	5
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	27	20	22	25	35	35	41	25	84	35